

大田市告示第135号の12

大田市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成24年大田市告示第129号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大田市長 楫野弘和

第2条の表を次のように改める。

資金の名称	農業次世代人材投資資金
資金交付の目的	次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、農業次世代人材投資資金を交付することで、新規就農者の定着を図り、地域農業に必要な人材を確保する。
交付対象者の要件	(1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。 ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づく公告があったもの、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。 イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

(4) 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料(様式第1号)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合(1戸1法人(原則として世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合を除く。)は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長が認めること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(2)の規定を準用する。この場合において、同号ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

(6) 人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方に

ついて（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）別添の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4による実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種の取決め等をいう。以下同じ。）に中心となる経営体として位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。）

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）の別記2に規定する農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ウ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2998号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

(9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合に限り、採択及び交付を可能と

	<p>する。この場合、交付主体は生活費の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>(10) 就農する地域における担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。</p> <p>(11) 平成28年4月以降に農業経営を開始したものであること。ただし、経営開始4年目以降の者が(3)の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第10条の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。</p>
<p>資金の額</p>	<p>資金の額は、次に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(1) 個人の場合</p> <p>経営開始1年目から経営開始3年までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円</p> <p>(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合</p> <p>交付期間1年につき夫婦合わせて(1)の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)</p> <p>ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。</p> <p>イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。</p> <p>(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合</p> <p>当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ(1)の額。なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。</p>

交付期間	最長5年間（経営開始後5年度目分まで）とする。
資金の交付 停止	<p>(1) 第2条の表交付対象者の要件の項に規定する要件を満たさなくなった場合</p> <p>(2) 農業経営を中止した場合</p> <p>(3) 農業経営を休止した場合</p> <p>(4) 第8条第1項に規定する就農状況報告を行わなかった場合</p> <p>(5) 第9条の規定による就農状況の現地確認等により、「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」（平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知）（以下「交付対象者の考え方」という。）を満たしていない場合又は次に掲げる場合に該当し、その他適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合</p> <p>ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合</p> <p>イ 耕作すべき農地を遊休化した場合</p> <p>ウ 農作物を適切に生産していない場合</p> <p>エ 農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合</p> <p>オ 市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合</p> <p>(6) 国要綱に規定される国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合</p> <p>(7) 第10条の中間評価によりB評価と判断された場合</p> <p>(8) 交付対象者の前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。</p>

第3条中「承認申請」を「承認の申請を」に改める。

第4条第1項中「第1項」を削る。

第8条第1項中「5年間」を「5年を経過するまで」に、同条第3項中「3年間」を「5年間」に改める。

第9条第1項中「を中心に、島根県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者」を削り、「を中心に、関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導」を「と連携し、適切な助言及び指導」に改め、同条第2項第3号ウを次のように改める。

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類

第10条中「交付期間2年目」を「経営開始3年目」に、同条第1号中「普及指導センター」を「農業部」に、同条第2号中「(3)」を「次号」に、同条第3号中「A(良好)、B(やや不良)、C(不良)の3段階とする」を「A(順調)、B(順調でない)の2段階とする」に改め、同条第4号中「A評価相当」を「A評価」に改め、「審査を実施した上で、」を削り、「B評価相当の者については」を「A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要であると評価会で判断されたものについては」に改め、「の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価」を削り、「C評価相当の者」を「B評価の者」に改め、同条第5号を削る。

第15条中「「資金の額」(2)」を「の表中資金の額第2号」に改める。

第17条中「第4号」を「第3号」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「経営開始型の」を削り、「C評価相当」を「B評価」に改め、同号を同条第3号とする。

第20条第3号中「(2)」を「前号」に改め、「交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は」及び「のいずれか低い額」を削り、同条第4号中「(2)のウ」を「第2号のウ」に、「(2)のエ」を「同号のエ」に、「(2)のア」を「同号のア」に改める。

様式第1号及び様式第7号を次のように改める。

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

住所：

氏名：

（生年月日 年 月 日： 歳）

大田市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定を順守し、農業経営に励むことを誓約します。  
 なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名又は押印を添えて\*2）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月
-----------

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日
---------------

6 その他

園芸施設共済への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない

前年の世帯全体の所得* 1	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらずしきん交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
※本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無) <b>【所見】</b>	

7 保証人 \* 2

住 所 氏 名	印
住 所 氏 名	印

添付書類

- 別添 1 : 収支計画
- 別添 2 : 履歴書
- 別添 3 : 離職票の原本 (離職票の提示が可能な場合)
- 別添 4 : 経営を開始した時期を証明する書類 (農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)
- 別添 5 : 経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類 (過去の経歴を証明する書類 (就業証明書、卒業証明書、住民票 (遠隔地に住んでいた場合) の写しなど)
- 別添 6 : 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の利権設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 別添 7 : 通帳の写し
- 別添 8 : 経営発展支援金交付申請書 (支援金の申請を認められた場合)
- 別添 9 : 前年の世帯全員の所得を証明する書類 (源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類の添付。
- 別添 10 : 身分を証明する書類 (運転免許証、パスポート等の写し)
- 別添 11 : 経営開始 4 年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始 3 年目の所得、収支を確認できる書類 (決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等)

\* 1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

\* 2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。



別添1-1 (令和2年度以前に承認された交付対象者)

## 収 支 計 画

(作目)			計 画 1 年 目	計 画 2 年 目	計 画 3 年 目	計 画 4 年 目	計 画 5 年 目	
農 業 収 入		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	その他							
	農業次世代人材投資資金※							
	収入計 ① (資金を除く)							

(作目)		計 画 1 年 目	計 画 2 年 目	計 画 3 年 目	計 画 4 年 目	計 画 5 年 目
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 ①-②					
---------	--	--	--	--	--

※ 経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円-前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添1-2 (令和3年度以降に承認された交付対象者)

## 収支計画

\*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

(作目)			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目	
農 業 収 入		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	その他							
	青年就農給付金*							
	収入計① (給付金を除く)							

(作目)		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 ①-②					
---------	--	--	--	--	--

※ 経営開始1～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

## 経営発展支援金交付申請（実績報告）書

年 月 日

大田市長 様

住 所：

[申請者]

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

大田市農業次世代人材投資資金交付要綱第20条(2)のア<sup>(1)</sup>の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請<sup>(2)</sup>します。

※下線部(1)は、実績報告の場合はウ

(2)は、実績報告の場合は、「実績を報告」とする。

記

## 1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

## 2 経費の配分（実績）

取組内容	事業費（A+B）	経営発展支援金（A）	その他（B）	備考
	円	円	円	
合 計				

## 3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額（実績額）が確認できる見積書※1、納品書※2、領収書※2等

※1は申請時、※2は実績報告時

## 農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書

年 月 日

大田市長 様

氏名

大田市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条の規定に基づき農業次世代人材投資資金 (経営開始型) の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	~	年 月 日						
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	~	年 月 日						
前年の総所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア)								円
今年の交付金額 <sup>※3、4</sup> 経営開始初年度の場合：150 万円経営開始 2 年目以降の場合： (350 万円 - (ア)) × 3/5 で算出した額を記載 ただし、(ア) が 100 万円未満の場合は 150 万円	(イ)								円
今回の交付申請額 原則として (イ) の半額を記載									円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度 (失業手当) 等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない								

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第 292 条第1項第 13 号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

### 資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金				店・所	出張所	
	金融 機 関 コ ー ド						
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号		
	郵便局	記号			(当座) 番号		
口座名義人	(ふりがな) 氏 名						

#### 添付書類

- ・ 税務署等の収受印のある確定申告書の写し (前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合)
- ※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入 (添付) しなくてもよい

## 農業次世代人材投資資金 (経営開始型) 交付申請書

年 月 日

大田市長 様

氏名

大田市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条の規定に基づき農業次世代人材投資資金 (経営開始型) の交付を申請します。

交付期間	年	月	日	～	年	月	日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	～	年	月	日
前年の世帯所得 <sup>※1</sup> 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)						円
今年の交付金額 <sup>※3</sup> 経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円	(イ)						円
今回の交付申請額 原則として (イ) の半額を記載							円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度 (失業手当) 等)</li> <li>・農の雇用事業による助成 (農業法人等として)、経営継承・発展支援事業による助成</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある  <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない						

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。  
 ※2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。  
 ※3 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

### 資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金				店・所	出張所
	金融機関コード					
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号			
	郵便局	記号	(当座)番号			
口座名義人	(ふりがな) 氏名					

### 添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類 (源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

## 附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前の大田市青年就農給付金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。